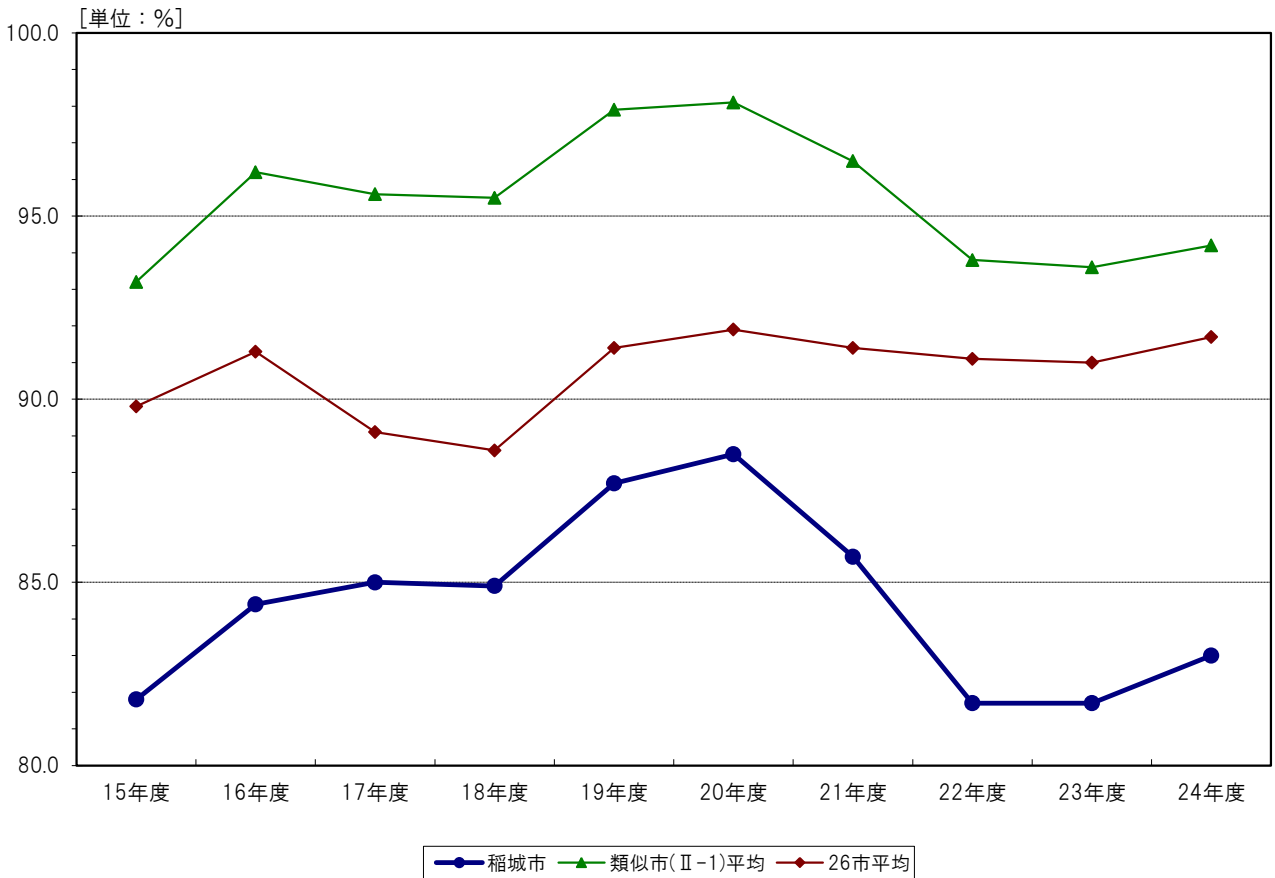


I. 財政状況

4. 財政指標の状況

- (1) 経常収支比率
- (2) 財政力指数
- (3) 健全化判断比率
 - ① 実質赤字比率
 - ② 連結実質赤字比率
 - ③ 実質公債費比率
 - ④ 将来負担比率

(1) 経常収支比率



(単位：%)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
稲城市	81.8	84.4	85.0	84.9	87.7	88.5	85.7	81.7	81.7	83.0
類似市(Ⅱ-1)平均	93.2	96.2	95.6	95.5	97.9	98.1	96.5	93.8	93.6	94.2
26市平均	89.8	91.3	89.1	88.6	91.4	91.9	91.4	91.1	91.0	91.7

傾向分析

経常収支比率とは、人件費や扶助費、公債費のような容易に縮減できない経常的経費に、市税や普通交付税といった経常一般財源が、どれだけ充当されたのかを見ることで、財政構造の弾力性を測る指標です。これは歳入構造と歳出構造をリンクさせた総合的な尺度であり、数値が高くなると、それだけ新たな市民ニーズに応える余力が少なくなっているといえます。

24年度決算で見ると、個人市民税、地方消費税交付金、臨時財政対策債の増などにより経常一般財源が増加しましたが、扶助費や物件費の増などによる経常経費の伸びがこれを上回ったため、前年度より1.3ポイント上昇しました。しかし、稲城市は類似市平均よりも11.2ポイント、26市平均よりも8.7ポイント良好な状態にあり、26市中第1位となっています。

今後は人口増加が進むと見られ、それに伴う扶助費などの義務的経費の増加により、経常収支比率が押し上げられると予測されます。

24年度決算26市比較データ 経常収支比率(抜粋)

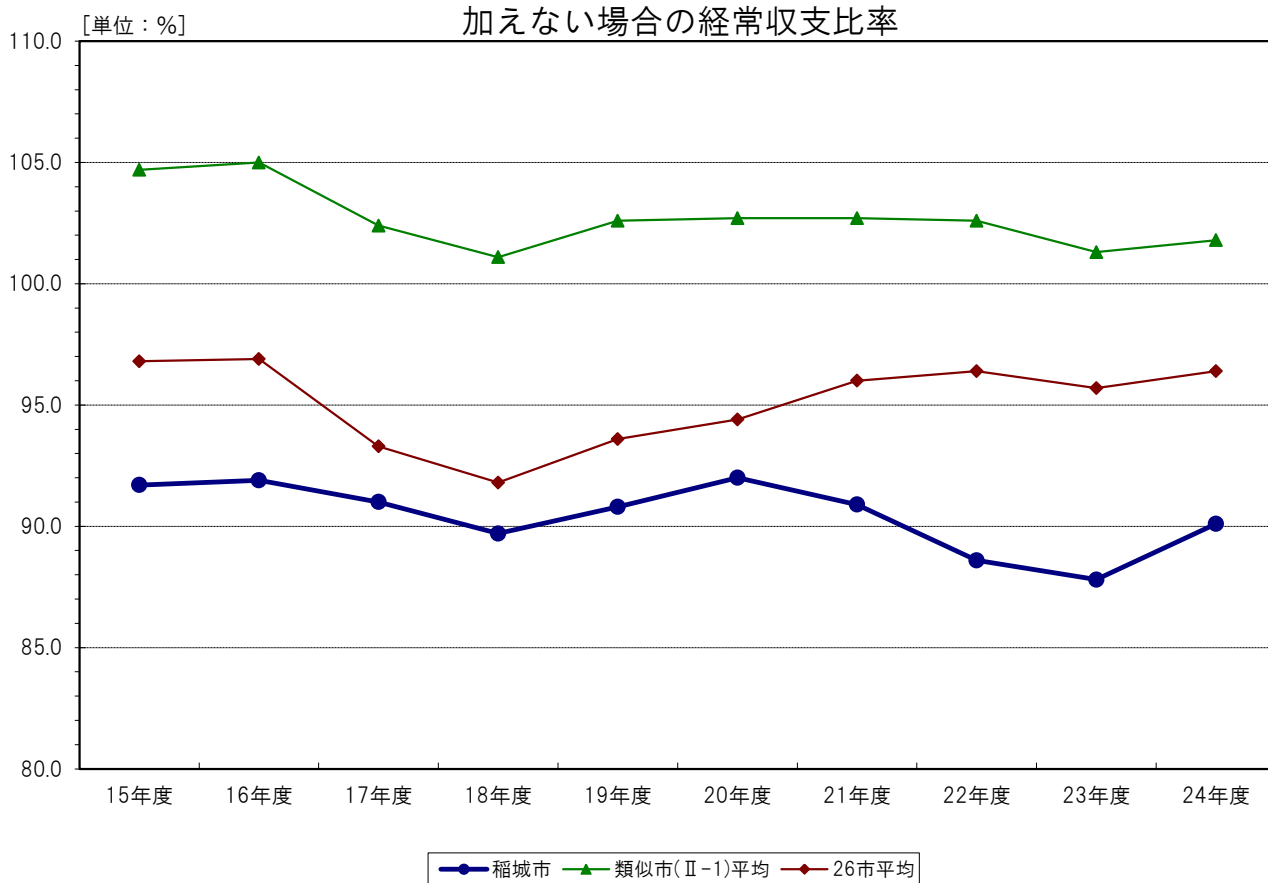
No.1. 稲城市	83.0%
No.8. 福生市[類似市]	91.5%
No.9. 東大和市[類似市]	91.5%
No.14. 清瀬市[類似市]	93.1%
No.16. 狛江市[類似市]	93.8%
No.17. あきる野市[類似市]	94.8%
No.19. 武蔵村山市[類似市]	95.6%
No.20. 羽村市[類似市]	95.7%
No.25. 国立市[類似市]	97.5%
No.26. 小金井市	99.0%

参考：経常収支比率の算式

※70%~80%が適正水準とされる。

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源}} \times 100 (\%)$$

(参考)減税補てん債及び臨時財政対策債を歳入経常一般財源等に
加えない場合の経常収支比率



(単位: %)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
稲城市	91.7	91.9	91.0	89.7	90.8	92.0	90.9	88.6	87.8	90.1
類似市(Ⅱ-1)平均	104.7	105.0	102.4	101.1	102.6	102.7	102.7	102.6	101.3	101.8
26市平均	96.8	96.9	93.3	91.8	93.6	94.4	96.0	96.4	95.7	96.4

傾向分析

13年度から経常収支比率の算出方法に変更があり、算式の分母である経常一般財源に、減税補てん債と臨時財政対策債を加えることになりました。

これらの起債については、後年度の元利償還金が交付税措置されることが予定されるため、実質的に交付税と同様のものであるという考え方です。

しかし、これらは本質的には借金であるため、従来の方法で算出した比率（現行の比率よりも若干悪い数値となります）も参考にしていける必要があります。

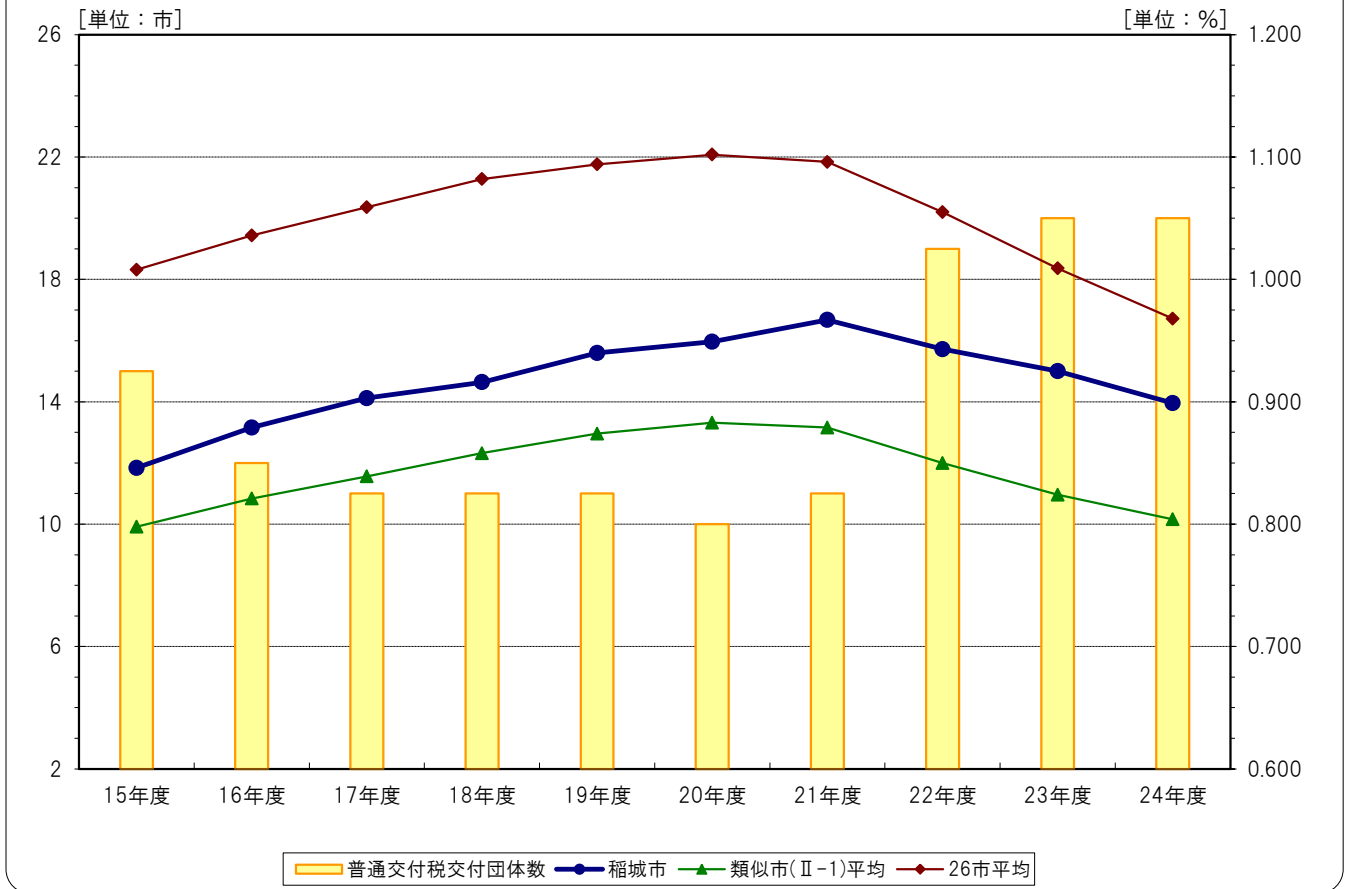
24年度決算26市比較データ 経常収支比率（抜粋）

No.1 武蔵野市	88.8%
No.3 稲城市	90.1%
No.10 福生市[類似市]	96.0%
No.14 国立市[類似市]	99.8%
No.16 羽村市[類似市]	100.9%
No.18 東大和市[類似市]	101.7%
No.19 狛江市[類似市]	102.0%
No.21 清瀬市[類似市]	102.4%
No.23 あきる野市[類似市]	104.9%
No.25 武蔵村山市[類似市]	106.1%
No.26 東久留米市	106.3%

参考：経常収支比率の算式

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源-(減税補てん債+臨時財政対策債)}} \times 100 (\%)$$

(2) 財政力指数



(単位：市、%)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
普通交付税交付団体数	15	12	11	11	11	10	11	19	20	20
稲城市	0.846	0.879	0.903	0.916	0.940	0.949	0.967	0.943	0.925	0.899
類似市(Ⅱ-1)平均	0.798	0.821	0.839	0.858	0.874	0.883	0.879	0.850	0.824	0.804
26市平均	1.008	1.036	1.059	1.082	1.094	1.102	1.096	1.055	1.009	0.968

傾向分析

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を判断する理論上の指標で、1を超えると収入超過団体となり、普通交付税が交付されません。普通交付税算定上の標準的団体を前提としたものではありますが、この多寡をもって国庫補助金補助率の嵩上げや割落しが行われる場合もあります。

26市平均の財政力指数が1を超えた15年度以降、普通交付税交付団体は10市程度で推移していましたが、22年度以降は景気の後退を受けて基準財政収入額が減少したことから、全市で数値が下がり、普通交付税交付団体も大幅に増加しました。

今後は、経済状況により増減はあるものの、長期的には市税等の一般財源の増加が見込まれますが、それ以上に人口増等により行政需要が増加することが予測されることから、当面は財政力指数は低い水準で推移していくものと見込まれます。

24年度決算26市比較データ 財政力指数(抜粋)

No.1. 武蔵野市	1.432 (単年度 No.1 : 1.419)
No.10. 国立市[類似市]	0.973 (単年度 No.9 : 0.970)
No.12. 羽村市[類似市]	0.948 (単年度 No.12 : 0.944)
No.16. 稲城市	0.899 (単年度 No.16 : 0.896)
No.19. 狛江市[類似市]	0.848 (単年度 No.19 : 0.852)
No.20. 東大和市[類似市]	0.843 (単年度 No.20 : 0.838)
No.23. 武蔵村山市[類似市]	0.800 (単年度 No.23 : 0.786)
No.24. 福生市[類似市]	0.723 (単年度 No.24 : 0.725)
No.25. あきる野市[類似市]	0.712 (単年度 No.25 : 0.708)
No.26. 清瀬市[類似市]	0.659 (単年度 No.26 : 0.649)

参考：財政力指数の算式

※1を超える団体は交付税不交付となる。

$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \quad (\text{3年平均})$$

(3) 健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、19年度決算より、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標を公表することになりました。この四つの指標を健全化判断比率といいます。

この健全化判断比率については、市が財政破綻をきたさないよう、早期に是正措置を促すために設定された財政状況の注意範囲（早期健全化基準）を示し、この基準を一つでも超えた場合は、市議会の議決を経た上で、財政を立て直すための「財政健全化計画」を策定しなければならないこととなります。

また、将来負担比率を除く三つの指標については、財政状況の危険範囲（財政再生基準）を示し、三つの比率のうち一つでもこの基準を超えた場合は財政破綻状態にあり、市議会の議決を経た上で、「財政再生計画」を策定し、国や都の関与のもとで、市の再生作業に着手することとなります。

(3)－① 実質赤字比率

(単位：%)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
稲城市					非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
早期健全化基準					12.77	12.76	12.72	12.69	12.68	12.67
財政再生基準					20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00
類似市(Ⅱ-1)平均					非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
26市平均					非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当

傾向分析

実質赤字比率は、市の一般会計等（一般会計と一部の特別会計）の歳出に対する歳入に不足額がある場合、その赤字額を、市の一般財源の標準規模（標準財政規模）の額で除して得た指標です。市の会計は、単年度において収支が均衡することが原則です。やむを得ず赤字が生じる場合であっても、翌年度に繰り越された赤字が解消できなければさらに累積してしまい、解消不可能な金額に膨らんでしまうこともあります。この比率が高くなるほど深刻な事態になりますが、まずは、赤字を出さないように財政規律を守っていくことが重要です。

24年度決算で見ると、一般会計等の実質収支は黒字ですので、この比率には該当しません。また、26市もすべて、黒字となっておりこの比率には、該当しません。

参考：実質赤字比率の算式

$$\frac{\text{実質赤字額}}{\text{標準財政規模} + \text{臨時財政対策債発行可能額}} \times 100 (\%)$$

(3)－② 連結実質赤字比率

(単位：%)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
稲城市					非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
早期健全化基準					17.77	17.76	17.72	17.69	17.68	17.67
財政再生基準					40.00	40.00	40.00	35.00	30.00	30.00
類似市(Ⅱ-1)平均					非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
26市平均					非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当

傾向分析

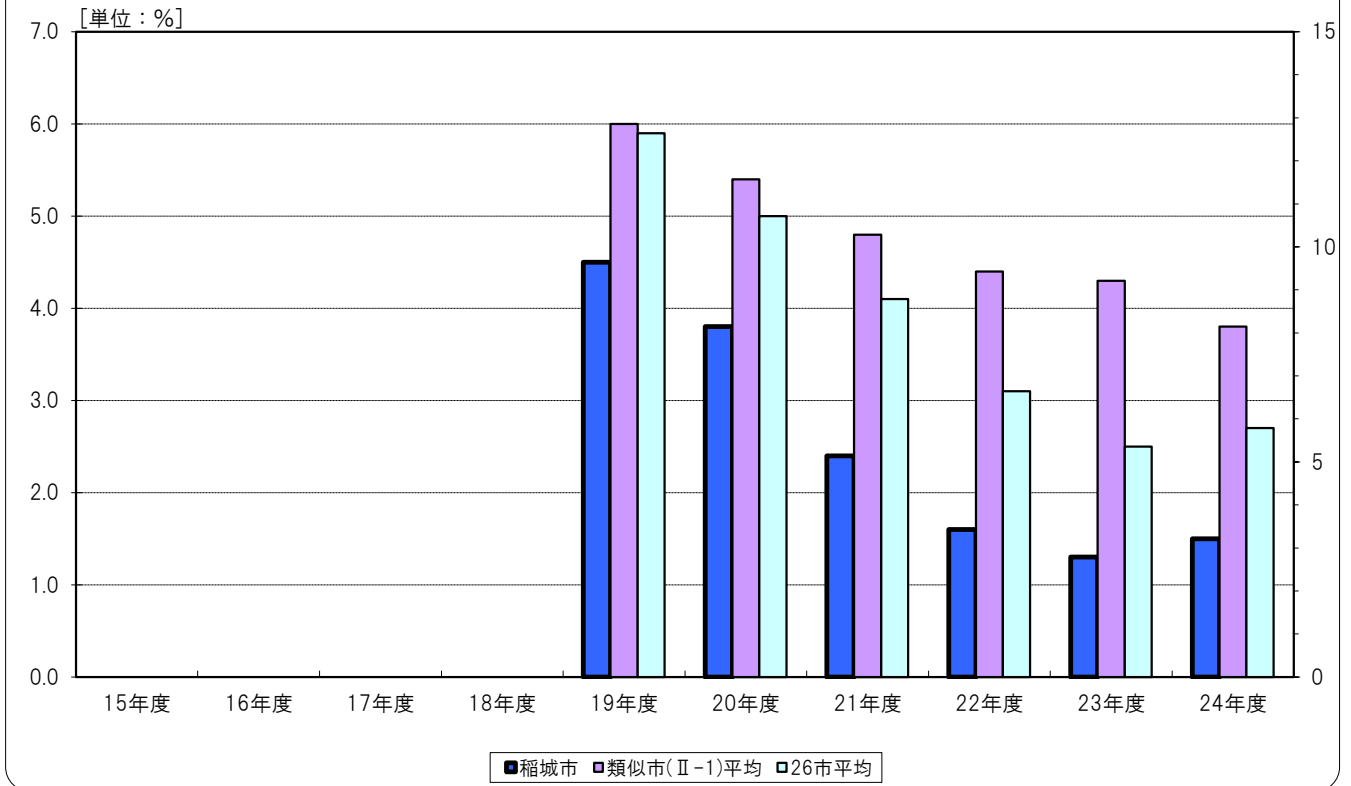
連結実質赤字比率は、すべての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体の歳出に対する歳入に不足額がある場合、その赤字額を標準財政規模の額で除して得た指標です。公営企業などの特別会計もすべて連結することによって市全体の財政状況がわかります。連結決算の赤字も、本来は生じないはずのものであり、この比率が高くなるほど解消が困難になったり、解消期間が長期に及んだりする可能性があります。連結赤字が生じてしまった場合は、その原因を明らかにするとともに、早期に十分な対策を講ずる必要があります。

24年度決算で見ると、全ての会計を連結した実質収支は黒字ですので、この比率には該当しません。また、26市もすべて、黒字となっておりこの比率には、該当しません。

参考：連結実質赤字比率の算式

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模} + \text{臨時財政対策債発行可能額}} \times 100 (\%)$$

(3)-③ 実質公債費比率



(単位：%)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
稲城市					4.5	3.8	2.4	1.6	1.3	1.5
早期健全化基準					25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
財政再生基準					35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0
類似市(Ⅱ-1)平均					6.0	5.4	4.8	4.4	4.3	3.8
26市平均					5.9	5.0	4.1	3.1	2.5	2.7

傾向分析

実質公債費比率は、一般会計等の歳出のうち、借入金に対する返済やそれに準じた経費を、標準財政規模を基本とする額で除して得た数値の3ヵ年平均による指標です。借入金の返済は義務的経費であり、ひとたび増大してしまうと短期間で削減することが困難なため、一定以上の規模にならないようにすることが重要です。この比率が高まると財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと収支が悪化し、赤字団体になる可能性も高まります。また、この指標は、18年度から地方債の協議・許可制度においても用いられているものです。

24年度決算で見ると、稲城市は、早期健全化基準を大きく下回る数値であり、かつ類似市平均よりも2.3ポイント、26市平均よりも1.2ポイント低く、良好な状態であるといえます。

しかし、当面は、小・中学校施設の整備や改修などの財源として借入金の増加が見込まれるため、数値は大きくなるのが想定されます。

24年度決算26市比較データ 実質公債費比率(抜粋)

No.1 武蔵野市	-1.9%
No.7 稲城市	1.5%
No.8 福生市[類似市]	1.5%
No.10 東大和市[類似市]	1.6%
No.11 武蔵村山市[類似市]	2.0%
No.14 国立市[類似市]	3.1%
No.18 羽村市[類似市]	4.0%
No.23 清瀬市[類似市]	5.3%
No.24 狛江市[類似市]	5.5%
No.26 あきる野市[類似市]	7.0%

参考：実質公債費比率の算式

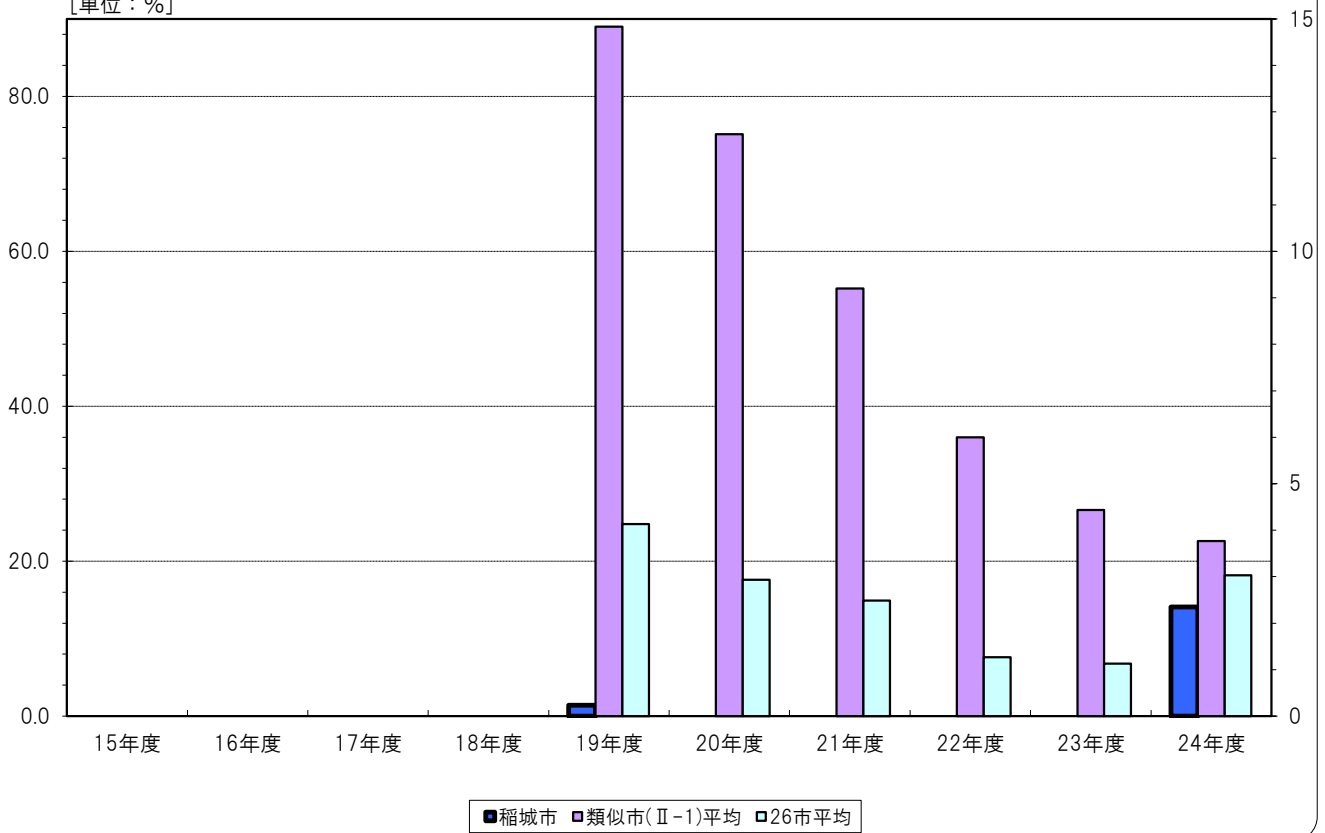
$$\frac{(A+B) - (C+D)}{E+F-D} \times 100 (\%)$$

(3年平均)

- A：地方債の元利償還金
- B：地方債の元利償還金に準ずるもの
- C：AやBに充てられる特定財源
- D：AやBに係り普通交付税に算入された額
- E：標準財政規模
- F：臨時財政対策債発行可能額

(3)-④ 将来負担比率

[単位：%]



※単純平均を使用 (単位：%)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
稲城市					1.4	なし	なし	なし	なし	14.1
早期健全化基準					350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0
類似市(Ⅱ-1)平均					89.0	75.1	55.2	36.0	26.6	22.6
26市平均					24.8	17.6	14.9	7.6	6.8	18.2

傾向分析

将来負担比率は、一般会計等が将来的に負担することになる実質的な負債を把握し、この将来負担額からその償還に充てることが可能な基金などの額を差し引いた上で、標準財政規模を基本とする額で除して得た指標です。この比率が高い場合、財政規模に比べて将来負担が過大であり、今後の財政運営が圧迫される可能性などに注意する必要があります。

20年度から23年度までは、将来負担比率の算式において充当可能基金額等が将来負担額を上回っていたため分子の数値がマイナスとなり、将来負担比率の表記はありませんでした。しかし、24年度決算では、(仮称)南山小学校用地買収事業債の増などに伴い地方債残高が増え、将来負担額が増加したため14.1%となりましたが、早期健全化基準の350.0%を大きく下回っています。

今後は、(仮称)南山小学校建設事業などに市債の借入や基金の活用を予定しているため、将来負担比率の数値は大きくなっていくことが見込まれます。

24年度決算26市比較データ 将来負担比率(抜粋)

福生市[類似市]	なし
東大和市[類似市]	なし
武蔵村山市[類似市]	なし
羽村市[類似市]	なし
No.1 国立市[類似市]	8.2%
No.5 稲城市	14.1%
No.13 清瀬市[類似市]	53.0%
No.15 狛江市[類似市]	54.6%
No.16 あきる野市[類似市]	64.7%
将来負担比率なし	10市 (うち類似市4市)
将来負担比率あり	16市 (うち類似市4市)

参考：将来負担比率の算式

$$\frac{A-B}{C+E-F} \times 100 (\%)$$

- A：将来負担額
- B：充当可能基金額等
- C：標準財政規模
- E：臨時財政対策債発行可能額
- F：地方債の元利償還金等に係り普通交付税に算入された額

